

卸売市場法施行条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十一号

卸売市場法施行条例を廃止する条例

卸売市場法施行条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。  
（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
- 2 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を六の項とする。